

就職等、異動の多いシーズンです

ご家族の扶養状況が
変わった方は、
手続きをお忘れなく！

こんなときは被扶養者ではなくなりますので、 豊通健保へ届け出を！

- 就職して他の健康保険の被保険者になったとき
- 別の被保険者の被扶養者になったとき
- 収入が規定限度額以上になったとき
 - ・ 雇用保険の受給が始まったとき
 - ・ 出産手当金の受給開始期間に入ったとき
 - ・ 年金の受取額が増加したとき
 - ・ パートやアルバイトの収入が増えたとき

- 被保険者が主たる生計維持者でなくなったとき
 - ・ 離婚したとき
 - ・ 別居したとき(仕送りで生計維持を継続する場合を除く)
 - ・ 子供が結婚で嫁いだとき
 - ・ 死亡したとき
 - ・ 夫婦が共に働いて子供を扶養している場合は、配偶者の年収が自分の年収より多くなったとき
- 同居が要件であった被扶養者が別居したとき
- 75歳になったとき

▼収入の基準

被扶養者の年齢など	年間収入
60歳未満	130万円未満
60歳以上または障害のある方	180万円未満

左記の金額未満であること。
かつ、被保険者の年間収入の2分の1以下であること。

- 収入とは？
- 収入は上記事由が発生した日から1年間で計算します。
 - 収入は手取りではなく総支給額で判断します。(交通費などの手当も収入に含まれます)

申請方法

- 健康保険被扶養者(異動)届
- 健康保険証(取り消される方のもの)
- 被扶養者でなくなるときを証明する書類

→ 会社の人事総務担当者に提出

いつまでに... 被扶養者の条件に当てはまらなくなった日から **5営業日以内**

詳細につきましては、
当健康保険組合ホームページでご確認ください

<http://www.toyotsu.or.jp/kenpo/>



2018
年度

被扶養者資格調査に ご協力ありがとうございました

昨年度の資格調査の結果は、次の通りです。

調査対象者 ▶ 5,582名 | (内)扶養から外れた方 ▶ 222名

扶養から 外れた理由

所得オーバー	23名
異動忘れ(就職、他保険加入)	142名
別居にて仕送り実績なし、仕送り額不足	4名
その他(書類未提出、個人事業者、雇用主であった等)	53名

本年度も資格調査を実施します

ご理解とご協力をお願いいたします。

健保組合からのお願い

現在、高齢者医療制度は税金や健保組合からの納付金等で賄われています。この納付金は各健康保険組合の加入者(被保険者+被扶養者)の人数に応じて算出されています。被扶養者の削除の届け出を忘れると、その被扶養者分も加入者として納付金の額に反映されることから、本来は必要のない支出が発生することとなり、皆様の保険料の負担が増える要因にもなります。

2019年度予算が
まとまりました

納付金の負担が支出全体の 34.8%を占める

当健康保険組合の2019年度予算がまとまりましたので、ご報告いたします。収入面では 皆様からお預かりする保険料は、昨年度から2億8,500万円増の84億9,000万円となります。

支出面におきましては、高齢者医療制度への納付金が概算ベースで30億1,900万円の見込みで、昨年度から9億7,200万円減少したとはいえ、支出全体の34.8%を占めています。保険給付費は、昨年度実績の約110%にあたる38億3,500万円を確保しています。

皆さまの健康向上につながる保健事業費は、3億6,300万円を見込んでおり、効果的な健診事業や健全な生活習慣へのサポート事業を強化してまいりたいと思っています。

また、介護保険につきましては、介護納付金の上昇に伴い、介護保険料率を引き上げさせていただいています。

今後ますます、業務の効率化、保険給付の適正化を図り、大切な保険料を効果的に活用してまいりますので、ご理解ご協力をお願いします。

健康保険 2019年度予算のあらまし

収入合計

86億
6,300万円

皆様と事業主から
お預かりする保険料

保険料(調整保険料含む) (99.4%)
86億1,300万円

その他 (0.6%) 5,000万円

支出合計

86億
6,300万円

医療機関へ

保険給付費 (44.3%)
38億3,500万円
法定給付費 36億9,900万円
付加給付費 1億3,600万円

国へ

納付金 (34.8%)
30億1,900万円
前期高齢者納付金 10億6,600万円
後期高齢者支援金 19億5,300万円

予備費 (13.1%)
11億3,700万円

保健事業費 (4.2%) 3億6,300万円
その他 (3.6%) 3億900万円

健康保険

予算編成の基礎となった数値

■ 被保険者数	13,100人
男	9,000人
女	4,100人
■ 平均標準報酬月額	436,215円
男	494,957円
女	307,876円
■ 総標準賞与額	25,849,496千円
■ 平均年齢	41.82歳
男	42.85歳
女	39.57歳
■ 被扶養者数	12,665人
■ 保険料率(調整保険料率含む)	千分の92
事業主	千分の50.6
被保険者	千分の41.4

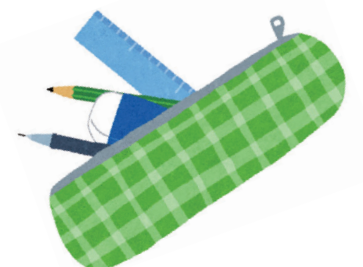
介護保険

2019年度予算のあらまし

	科目	金額(百万円)		科目	金額(百万円)
収入	介護保険料	1,004	支出	介護納付金	853
				予備費等	151
	合計	1,004		合計	1,004

予算編成の基礎となった数値

■ 被2号被保険者数	9,378人
■ 第2号被保険者たる被保険者数	6,459人
■ 平均標準報酬月額	492,296円
■ 総標準賞与額	14,856,828千円
■ 介護保険料率	千分の18
事業主	千分の9
被保険者	千分の9



保健事業
②

契約保養所 ラフォーレ倶楽部 宿泊費用補助のお知らせ

今年度も皆さまとご家族の心身の保養のため、宿泊費用補助を実施いたします。
ご家族の旅行に、ぜひご利用ください。

補助対象者 被保険者・被扶養者

補助金額 1人当たり1泊につき2,000円まで
※業務上の利用は除きます。

対象期間 通年



2019年6月1日から申請方法が変わります！

利用代表者に送付している『利用連絡書』は6月1日から廃止となります！

① 宿泊予約する 当健保組合ホームページから予約してください。 <https://www.toyotsu.or.jp/kenpo/>
HOME ▶ 保養所 ▶ ラフォーレ倶楽部

② チェックインする
フロントに「豊田通商健康保険組合の保険証」(宿泊者全員分)を提示し、「豊田通商健康保険組合の保険証のコピー」(宿泊者全員分)を渡してください。
※事前に保険証をコピーし、保険証と一緒に持参してチェックインしてください。

ご注意ください! 保険証を提示しないと、健保組合の補助は受けられません。後日健保組合に申請されても受け付けいたしません。
※未就学児で宿泊料金が発生しない方は、補助の対象外です。
※豊田通商健康保険組合の組合員以外の方は、補助の対象外です。

③ 料金を支払う
清算時にフロントで宿泊料金を支払ってください。豊田通商健康保険組合の保険証を提示された方の宿泊料金のみ、健保組合の補助分が差し引かれて請求されます。

保健事業
③

夏期契約プールの利用補助は 今年度から中止となります

これまで夏期契約プールとして「ナガシマスパーランド ジャンボ海水プール」の利用補助を行っていましたが、今年度から補助を中止させていただきます。ながらご利用いただいた皆様には、ご理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。



問合せ先

豊田通商健康保険組合

担当: 出淵(デブチ) 電話番号: 052-584-3294
E-mail: kazuko_debuchi@toyota-tsusho.com

保健事業
①

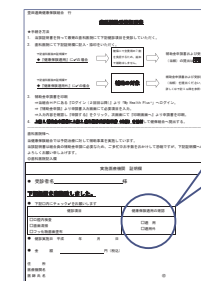
歯科健診補助事業 のお知らせ



当健保組合では歯科健診を受ける方に、費用の補助を行っています。
歯の健康は全身の健康につながります。ぜひ歯科健診を受けてください。

申請は「My Health Plus+」から

- ① 歯科健診を予約する 最寄りの歯科医院に歯科健診の予約をしてください。
- ② 「歯科健診受診証明書」を印刷する 「My Health Plus+」の「補助金申請」より「歯科健診受診証明書」を印刷してください。
- ③ 歯科健診を受ける 「歯科健診受診証明書」を持参し、歯科医院の窓口で「証明欄」に記入してもらってください。



「適用」に ▶ 補助の対象外です ▶ 健保組合が費用の7割を負担しますので追加で補助はしません。

「適用外」に ▶ 補助の対象です ▶ ④へお進みください。

④ 「歯科健診補助金申請書」を印刷する 「My Health Plus+」の「補助金申請」より「歯科健診補助金申請書」を入力し、「申請する」ボタンをクリックしてください。

⑤ 健保組合に提出する 下記の2点を健保組合に提出してください。
① 歯科健診補助金申請書 ② 歯科健診受診証明書

ご注意ください! 領収書での申請はできません。必ず「歯科健診受診証明書」を提出してください。

「歯科健診受診証明書」「歯科健診補助金申請書」の作成・印刷には、ポータルサイト「My Health Plus+」の登録が必要です。

※パソコンやスマートフォン、プリンターをお持ちでなく「歯科健診受診証明書」「歯科健診補助金申請書」を印刷できない方は、健保組合までご連絡ください。

概要

健診の習慣付けを目的とし、口腔内検査および予防措置を歯科医院にて受診された加入者に補助を行います。

歯科医院

全国の歯科医院

対象者

被保険者および被扶養者

補助金額

上限3,000円/人/年
※3,000円に満たない場合は、実費補助

開始日

2019年4月1日以降、
年度(4月1日~翌年3月31日)内に1回

補助対象

口腔内検査
フッ化物歯面塗布

問合せ先

豊田通商健康保険組合

担当: 乗富(ノリトミ) 電話番号: 052-584-8068
E-mail: hitoshi_noritomi@toyota-tsusho.com